

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱

平成 24 年 9 月 13 日制定
枚方市要綱 第 84 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、枚方市NPO活動応援基金により本市が行う特定非営利活動の支援の対象とする団体（以下「支援対象団体」という。）の登録（以下「登録」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 登録の対象となる団体は、次に掲げる要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であること。
- (2) 主たる事務所の所在地が本市内にあること。
- (3) 主として本市内において特定非営利活動を行っていること。
- (4) 事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費の占める割合が、100分の50以上であること。
- (5) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が定める要件を満たしていること。

(登録の申請)

第3条 登録を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 団体登録簿
- (2) 定款
- (3) 大阪府又は内閣府に提出した直近の事業報告書、収支決算書及び役員名簿の写し
- (4) 登記簿謄本
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(登録)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請団体を支援対象団体として登録するものとする。この場合において、市長は、当該登録の適否等について、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）に規定する枚方市NPO活動応援基金支援審査会に対して意見を求めることがある。

(登録の通知)

第5条 市長は、前条の規定により登録をしたときは、所定の通知書により、申請団体に通知するものとする。

(団体登録簿)

第6条 市長は、第4条の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）に係る団体登録簿を公開し、閲覧に供するものとする。

（登録内容の変更）

第7条 登録団体は、登録の内容に変更があったときは、所定の変更届に市長が必要と認める書類を添付して、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（登録要件等の確認）

第8条 市長は、第2条各号に掲げる要件の確認等のため、必要に応じ、登録団体に第3条第2項第1号、第3号及び第5号に掲げる書類の提出を求めることがある。この場合にあつては、登録団体は、速やかに、当該書類を市長に提出しなければならない。

（登録の抹消）

第9条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を抹消することがある。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 登録団体から登録抹消の申出があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、登録団体として不相当であると市長が認めるとき。

（様式）

第10条 この要綱で使用する申請書、団体登録簿等の様式は、別に定める。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱（平成20年枚方市要綱第35号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の日前に旧要綱の規定によりなされた登録その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱の取り扱い方針について

平成20年9月30日
市民活動課

1. 目的

この取り扱い方針は、枚方市NPO活動応援基金団体登録の円滑な執行のため、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱（以下「要綱」という）第11条に基づき、必要な事項を定めたものである。

2. 取り扱い方針

（1）特定非営利活動について

登録要綱及びこの取り扱い方針における「特定非営利活動」とは、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）に定義されたものを指し、その総事業費は、「特定非営利活動」に係る事業費および管理費を含む経費（法に定めのある「当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他事業」という。）に係る経費を除く）とする。

（2）第2条関係（要件）

要綱第2条第6項の「市長が定める要件」には、下記の要件を含むものとする。

- ア. 暴力団、又は暴力団若しくはその構成員の統制の下にある団体でないこと。
- イ. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと。
- ウ. 枚方市等の行政機関と一体となって事業を行い、または、行政機関の事業の運営主体となり、かつ、法人役員への行政機関職員の就任がある、または、行政機関に事務所を置いているなどの団体でないこと。

（3）第3条関係（申請）

要綱第3条第2項第5号の「市長が必要と認める書類」とは、申請団体の活動内容等が確認できる資料等をいう。

（4）第8条関係（登録要件等の確認）

要綱第8条に規定する書類については、新規および更新を含め、原則として毎年度7月末日まで市長に提出するものとする。

2 市長は、要綱第8条に規定する書類に不備のある場合、又は、登録内容に著しい変更がある場合は、別に定める審査委員会に意見を求めることができる。

(5) 第10条関係(様式)

この要綱で使用する様式を次のとおり定める。

様式第1号 団体登録申請書

様式第2号 団体登録簿

(6) その他(書類の公開等)

この要綱に基づいて提出された書類は、原則として一般公開するものとする。